吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2020 年 4 月 1 日

九 州 電 力 株 式 会 社
九州電力送配電株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

福岡県福岡市渡辺通2丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員　池辺　和弘

福岡県福岡市渡辺通2丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　廣渡　健

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、2019年4月26日付で九州電力株式会社と九州電力送配電株式会社との間で締結した吸収分割契約に基づき、九州電力株式会社が一般送配電事業及び離島発電事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を九州電力送配電株式会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1　吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2　吸収分割会社における法定手続の経過

（1）会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

会社法第784条の2に基づき、九州電力株式会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

（2）会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

九州電力株式会社は、会社法第785条第3項及び第4項に基づき、2020年2月3日付で株主に対して電子公告を行いましたが、同条第1項に従い九州電力株式会社に株式買取請求をした株主は存在しませんでした。

（3）会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

九州電力株式会社は、新株予約権付社債を発行していますが、本件分割に際して会社法第787条第1項第2号に該当するものはありませんので、該当する事項はありません。

なお、九州電力株式会社は、新株予約権を発行しておりません。

（４）会社法第 789 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

九州電力株式会社は、会社法第 789 条第２項及び第３項に基づき、2020 年２月３日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

３　吸収分割承継会社における法定手続の経過

（１）会社法第 796 条の２の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

九州電力送配電株式会社の株主は九州電力株式会社のみであり、会社法第 796 条の２に基づき、九州電力送配電株式会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

（２）会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件分割は、九州電力送配電株式会社の唯一の株主である九州電力株式会社の同意をもって、九州電力送配電株式会社の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

なお、九州電力株式会社が会社法第 796 条第１項本文に規定する特別支配会社に該当するため、九州電力送配電株式会社は、同法 797 条第３項に基づく通知を実施しておりません。

（３）会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

九州電力送配電株式会社は、会社法第 799 条第２項に基づき、2020 年２月３日付の官報により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者からの異議の申述はありませんでした。

なお、九州電力送配電株式会社には、知れている債権者は存在しないため、九州電力送配電株式会社は、知れている債権者に対する各別の催告を実施しておりません。

４　吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

九州電力送配電株式会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、九州電力株式会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は１兆 8,451 億円（概算値）、負債の額は 1,631 億円（概算値）です。

５　会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年４月８日（予定）

6　その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上のとおりであります。

2020年4月1日

九州電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　池辺和弘

九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　廣渡健